



# 文 化 庁

## 平成 2 8 年 度 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 —地域日本語教育スタートアッププログラム— 募集案内

### <申請書の提出先>

文化庁文化部国語課日本語教育指導・普及係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

### <申請書の提出期限>

**平成28年6月30日(木)(必着)**

※FAX, 電子メールでの申請書の受付は行っておりません。

### <申請に係る相談受付>

期 間：平成28年1月25日(月)～平成28年6月30日(木)  
9:30～18:00

窓 口：文化庁文化部国語課  
電話 03-5253-4111 (代表) 内線2644  
E-mail nihongo@bunka.go.jp

## 文化庁

# 平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 ー地域日本語教育スタートアッププログラム募集案内ー

本事業は、平成28年度の予算成立を前提としています。そのため、本募集案内の内容については、今後の予算の成立状況等によっては、変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

## 1. 事業の目的

本事業は、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室がこれまで開設されていない地域（以下、「空白地域」という。）となっている地方公共団体に対し、地域日本語教育の専門家を派遣することにより日本語教室の設置に向けた支援を実施し、もって各地に日本語学習環境が整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とします。

## 2. 事業内容

平成28年度に実施する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業のうち、以下の地域日本語教育スタートアッププログラムについて募集します。

本事業では、日本語教育の空白地域となっている地方公共団体が日本語教室を設置・開設するために、以下の支援を行います。

### ○ 地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣〔謝金・旅費〕

アドバイザーは文化庁ホームページに掲載いたします。

([http://www.bunka.go.jp/shinsei\\_boshu/kobo/h28\\_seikatsusha\\_startup\\_program.html](http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/h28_seikatsusha_startup_program.html))

#### 【アドバイザーが行う業務の例】

- ・地域の実情に応じた日本語教育プログラムの開発
- ・施策立案に向けた助言
- ・コーディネーターに対する指導・助言
- ・日本語教室の設置に対する指導・助言
- ・日本語教育を行う人材育成に対する指導・助言
- ・日本語教室の安定的な運営に向けた指導・助言

### ○ 本プログラムのコーディネーターに対する支援〔謝金・旅費〕

コーディネーターは応募団体が手配してください。

#### 【コーディネーターが行う業務の例】

- ・日本語教室のカリキュラム・学習教材の作成
- ・日本語教育の指導者等の人材の養成・研修の企画・実施
- ・日本語教室における学習環境の整備
- ・地域住民への意識啓発
- ・関係機関との調整
- ・文化庁に対する報告業務

採択については、原則として3年継続を想定しています。ただし、2、3年目についても、継続の可否を審査しますので、毎年度申請いただくことが必要です。また、予算の状況によっては、継続が困難となる場合もありますので、あらかじめ御承知置きください。

※ 本事業は、地方公共団体による自立した日本語教室の運営を目的としているため、上記以外の費用（指導者に対する謝金・旅費、会場費、会議費、広報・翻訳費・報告書印刷費等）は本事業に含まれません。

※ 応募に当たっては、「国語分科会日本語教育小委員会における審議について（抜粋）（日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討）」（別紙1）を参考としてください。

※ 次の事項に関する取組については、本事業の対象外であり、申請できません。

#### 【対象外の取組】

- ① 特定の職業に就業することを目的とした取組、又は特定の職業の就業者を対象とした取組
- ② 資格取得、試験受験を目的とした取組
- ③ 児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的とした取組
- ④ 学校への就学・進学を目的とした取組(受験を目的としたものを含む。)

### 3. 事業対象期間

平成28年度事業の対象期間は、平成28年8月1日（月）～平成29年3月20日（月）とします。

### 4. 事業経費

○アドバイザー（複数名のチーム）を原則として年間5回（1回4泊まで）を上限に予算の範囲で派遣します。

○コーディネーターに対する謝金・旅費について200万円を上限として支給します。

※ 経費は全て平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育 地域日本語教育 スタートアッププログラム事業委託事業者（以下、委託事業者という。）から、アドバイザー及びコーディネーターにお支払いします。応募団体については経費の支払業務は発生しません。ただし、アドバイザー・コーディネーターは謝金・旅費の支払の根拠となる業務日報を作成・提出していただきます。

### 5. 申請要件

本事業への申請は、日本語教室が設置されていない市区町村のうち、次の（1）～（3）のいずれかの機関・団体に限ります。

- （1）市区町村
- （2）市区町村単独又は複数の市区町村による実行委員会
- （3）以下の要件に該当する国際交流協会

本事業に申請可能な国際交流協会とは、次の①～③のいずれかに該当し、かつ地域における国際交流、多文化共生、外国人支援等の実施を目的とした事業を行っている団体とします。

- ①市区町村が設立したもの
- ②市区町村が事務局を務めているもの
- ③市区町村の施設の指定管理業務を行う法人及び団体

## 6. 応募方法

### (1) 応募書類

- ① 地域日本語教育スタートアッププログラム提案書（以下「提案書」という。）  
※「8. 提案書の記載について」を参考に作成してください。
- ② 応募団体概要（パンフレット等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式2
- ③ 応募団体に関する以下の書類（地方公共団体を除く）
  - ・定款又は寄附行為（これに類する規約等を含む。）の写し
  - ・法人格を有する団体にあつては登記簿謄本の写し
  - ・法人格を有しない団体にあつては「任意団体に関する事項」・・・・・・様式3
  - ・誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4
- ④ 本事業におけるコーディネーターの略歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5

### (2) 提出部数及び期限

提出部数：(1) の応募書類を10部(原本1部, 複写(両面コピー)9部)

提出期限：平成28年6月30日(木)

### (3) 提出方法

「平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業—地域日本語教育スタートアッププログラム—応募書類在中」と朱書きの上、必ず郵便又は宅配便等で提出してください。ファクシミリ、電子メールでの申請は受け付けません。

### (4) 提出先

文化庁文化語課日本語教育指導・普及係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線2839)

### (5) 相談受付

本事業の応募に係る相談を受け付けます。電話・ファクシミリ・電子メールで御連絡ください。

受付期間：平成28年1月25日(月)～平成28年6月30日(木)

受付時間：平日9:30～18:00

問合せ先：文化庁文化語課日本語教育専門職

電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線2644)

FAX 番号 03-6734-3818

E-mail nihongo@bunka.go.jp

## 7. 選考方法

提案については、平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 企画・評価会議にて有識者による審査を経て、文化庁長官が採否を決定します。

選考の観点としては、

①地域における日本語教育の実施の必要性

②地域における日本語教育の実施に向けた検討体制

(当該地域における関係・機関団体の他、都道府県又は都道府県が設置する国際交流協会等が検討体制に関わっている場合には評価いたします。)

③日本語教室の設置までの3か年計画の案

の3点に加え、地域の実情等を総合的に判断し、予算の範囲内において採択します。

## 8. 提案書の記載について

地域日本語教育スタートアッププログラム提案書の作成に当たっては、「7. 選考方法」に記載されている①～③の選考の観点等を踏まえて、次の（１）～（４）について記載してください。「提案書」の用紙以外にデータ等の根拠となる添付資料を付けていただいても構いません。

（１）当該地域の現状

- ・ 在住外国人数／人口 （比率）
- ・ 在住外国人の状況（主な国籍や在留資格，在留期間など）
- ・ 在住外国人の日本語教育の現状 など

（２）応募動機

- ・ 当該地域の課題
- ・ これまで日本語教室が開催されなかった理由など
- ・ なぜ本事業を活用したいのか。
- ・ 外国人に対する日本語教育を通して，どのような地域づくり（まちづくり）を目指すのか。 など

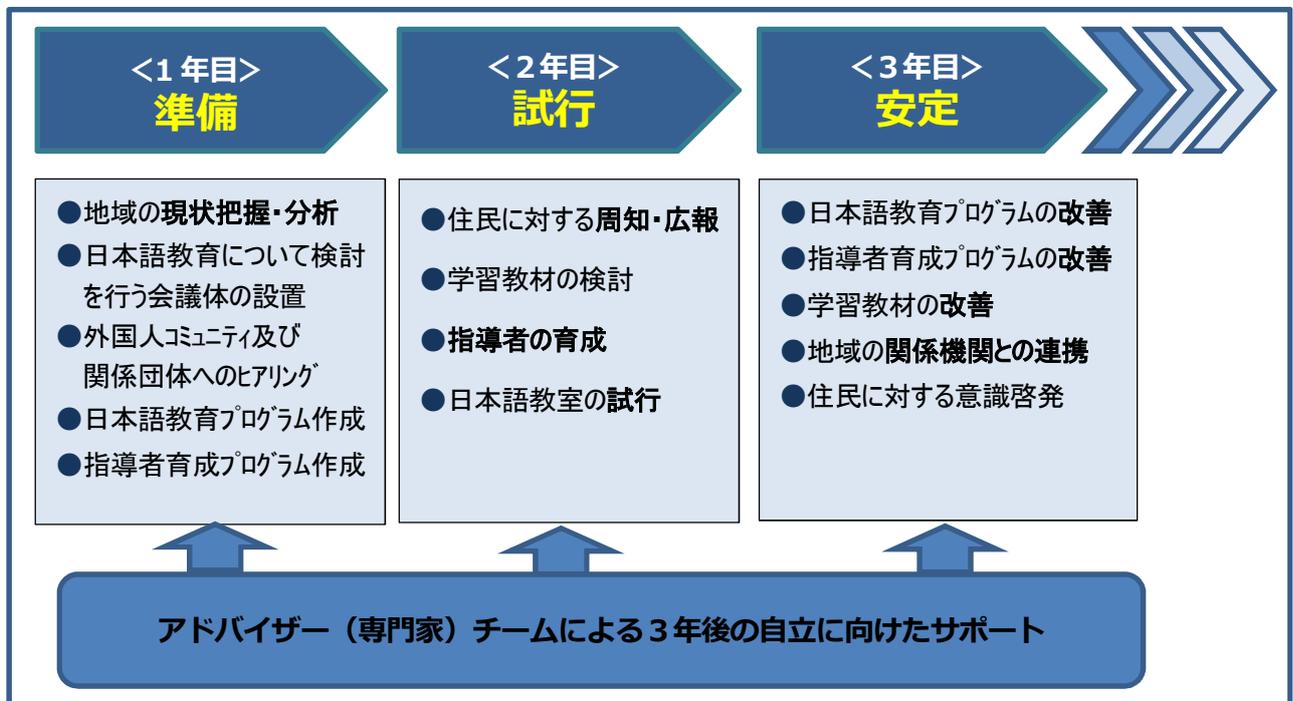
（３）日本語教室の設置に向けた検討体制

- ・ 地域における日本語教育の実施に向けた検討体制の案  
（アドバイザー・コーディネーターとともにどのような体制で検討を行っていくのか。）
- ・ 日本語教室の実施に当たり，連携・協力を行っていく予定の組織・団体

など

（４）本プログラムを活用した３年間の計画案

### 【スタートアッププログラムを活用した3年間の計画例】



## 9. その他

- (1) 文化庁、文部科学省、他省庁、各地方公共団体などが行う他の委託事業等について既に応募している場合であっても、本事業に応募することは可能です。ただし、同一の活動について同時に複数の委託などを受けることはできませんので、他の事業に採択された場合は、文化庁文化部国語課まで必ず御連絡ください。
- (2) 本事業の応募については、平成28年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業地域日本語教育プログラムとの併願が可能です。ただし、両プログラムが同時に採択となることはありません。
- (3) アドバイザーは2～3名のチームでの対応を想定していますが、予算の状況によっては派遣できる人数及び回数を制限する場合があります。アドバイザーは地域の状況等を踏まえ、文化庁がマッチングを行います。(アドバイザーを指名することはできません。)
- (4) コーディネーターは複数名配置することができます。例えば、行政機関団体等との調整役として1名、日本語教育のカリキュラム作成等を行う担当として1名、合計2名を配置するなどです。複数名配置する場合は、各コーディネーターの役割分担について、【様式1】提案書の「3. 日本語教室の設置に向けた検討体制(1) 地域における日本語教育の実施に向けた検討体制(案)」に記載してください。コーディネーターが複数名であっても、謝金及び旅費は応募一件に対して200万円が上限となります。
- (5) 実施された事業内容についての報告書を事業完了後に文化庁に提出してください。報告書は、文化庁ホームページに掲載いたします。
- (6) 本事業において、実施中若しくは実施された事業内容について、ヒアリングや資料の提出をお願いしたり、文化庁主催の日本語教育大会等において発表・報告を行っていただく場合があります。

### (7) 謝金・旅費について

#### ○謝金

謝金は下表を上限として支払います。なお、コーディネーターについては、所属団体の給与等との重複支給は認められません。所属団体から給与等の支給を受けている場合は、本事業におけるコーディネーター業務が、所属団体の給与等の支払対象日時と重ならないようにしてください。

#### 【謝金単価の上限】

| 支払対象     | 謝金単価上限    |
|----------|-----------|
| アドバイザー   | 5,100円/時間 |
| コーディネーター | 3,200円/時間 |

#### ○旅費

国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給しますが、日当は対象外とし、支払いません。宿泊費は下表を上限として支払います。

#### 【宿泊費の上限】

| 区分                            | 甲地方     | 乙地方     |
|-------------------------------|---------|---------|
| 大学の准教授又は会社の部長職相当以上のアドバイザー     | 13,100円 | 11,800円 |
| 大学の講師、会社の課長相当のアドバイザー・コーディネーター | 10,900円 | 9,800円  |
| そのほかのコーディネーター                 | 8,700円  | 7,800円  |

